

株式交換に関する事前備置書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書類）

東京都渋谷区代々木三丁目 25 番 3 号

レカム株式会社

代表取締役社長 伊藤 秀博

当社（レカム株式会社）は、当社を株式交換完全親会社、レカム I E パートナー株式会社（以下「RIE」という。）を株式交換完全子会社とし、その効力発生日を 2026 年 11 月 9 日（予定）とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。なお、当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により株主総会の承認を受けずに本株式交換を行います（簡易株式交換）。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法施行規則第 193 条第 2 号）

RIE は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社である RIE についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）：別紙 3 のとおりです。

(2) 臨時計算書類等の内容（同号ロ）：RIE は、2026 年 8 月 31 日を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しており、同書類は 2026 年 10 月 21 日に開催予定の株主総会（書面決議）において承認を受ける予定です。その内容は別紙 3 のとおりです。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同号ハ）：RIE は、2026 年 10 月 19 日、当社との間で本株式交換に係る株式交換契約を締結しました。また、本株式交換に先立ち、株式会社光通信から自己株式（53 株）を取得すること（2026 年 10 月 26 日予定）及び取得した自己株式の全部を効力発生日の前日までに消却することを予定しています。

5. 株式交換完全親会社である当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

最終事業年度（2025 年 9 月期）の末日後に、次の事象が生じています。

- ① 株式会社とみやを株式交換完全子会社とする株式交換（効力発生日 2026 年 9 月 7 日）
- ② 2026 年 10 月 16 日付の第三者割当による新株式 500,000 株（払込金額 50,000,000 円）及び第 24 回乃至第 26 回新株予約権（潜在株式数合計 19,384,600 株）の発行
- ③ 2026 年 10 月 19 日付の RIE との本株式交換に係る株式交換契約の締結

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換の対価は全て当社の株式（自己株式）であり、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1

株式交換契約の内容（要旨）

2026 年 10 月 19 日付で当社と RIE との間で締結した株式交換契約の内容は、同日付で公表した「連結子会社レカム IE パートナー株式会社の株式交換（簡易株式交換）による完全子会社化に関するお知らせ」に記載のとおりであり、その要旨は以下のとおりです。

株式交換の方式	当社を株式交換完全親会社、RIE を株式交換完全子会社とする株式交換。当社は会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認を受けずに行う（簡易株式交換）。RIE は株主総会（書面決議）の承認を受ける。
効力発生日	2026 年 11 月 9 日（予定）
割当比率・交付株式数	RIE 株式 45 株に対し、当社普通株式合計 920,188 株（RIE 株式 1 株につき約 20,448.62 株）を、当社が保有する自己株式の交付により割り当てる。新株の発行は行わない。
株式交換に先立つ手続	RIE による株式会社光通信保有の RIE 株式の一部（53 株）の自己株式取得及び消却（効力発生日の前日まで）
資本金等	本株式交換により当社の資本金及び準備金の額は増加しない。
その他	株式交換の条件の変更・解除その他の事項は、株式交換契約に定めるところによる。

別紙 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(会社法施行規則第 193 条第 1 号)

1 交換対価の総数及び割当ての内容

対象株式	RIE 普通株式 45 株（株式会社光通信が保有する株式から、RIE による自己株式取得〔53 株〕の対象となる株式を除いた残部）
レカム株式の基準株価	88 円（株式交換契約締結日の前営業日〔2026 年 10 月 16 日〕を末日とする直近 3 か月間〔2026 年 7 月 17 日～同年 10 月 16 日〕の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値〔1 円未満切上げ〕）
交付する株式の数	当社普通株式 920,188 株
割当比率	RIE 株式 45 株に対し、当社普通株式合計 920,188 株（RIE 株式 1 株につき約 20,448.62 株）
交付する株式	当社が保有する自己株式。新株の発行はなく、資本金・準備金の増加もない。

2 交換対価の算定の根拠

(1) RIE 株式の評価：RIE の財政状態、資産の状況、将来の事業活動の見通し等を総合的に勘案した当社の株式価値評価を基礎として、当社と株式会社光通信との間で協議・交渉を重ねた結果、RIE 株式の評価額を定めた。

(2) 当社株式の評価：当社株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場価格を基礎として、株式交換契約の締結日の前営業日を末日とする直近 3 か月間の終値の単純平均値を基準株価（88 円）とした（2026 年 7 月 17 日～同年 10 月 16 日・60 営業日の終値単純平均 87.53 円、1 円未満切上げ）。

(3) 割当比率の算定：対象株式の評価額を基準株価で除し、1 株未満を切り捨てて交付株式数（920,188 株）を算定した。

3 相当性に関する当社の判断

上記の算定方法は、当社株式の市場価格を基礎とし、RIE の株主である当社及び株式会社光通信の双方が合意したものであり、交換対価は相当であると判断した。

4 交換対価について参考となるべき事項

(1) 交付する株式：レカム株式会社 普通株式（東京証券取引所スタンダード市場・証券コード 3323）920,188 株（当社保有の自己株式から交付する。新株は発行しない。）

(2) 資本金・準備金：本株式交換により、当社の資本金及び準備金の額は増加しない（自己株式の交付のため）。

(3) 議決権：本株式交換後に株式会社光通信が保有する当社株式 920,188 株（議決権 9,201 個）の議決権割合は、当社の総株主の議決権の数 806,967 個（2026 年 3 月 31 日現在）に対し、約 1.14%です。なお、当社は 2026 年 10 月 16 日に第三者割当による新株式 500,000 株（議決権 5,000 個）を発行しており、同日以降の当社の総株主の議決権の数は約 811,967 個となるため、これを基準とした場合の議決権割合は約 1.13%です。

(4) 株式交換に先立つ RIE の手続：RIE は、株式交換の効力発生に先立ち、株式会社光通信が保有する RIE 株式 53 株を自己株式として取得し（2026 年 10 月 26 日予定）、全部を効力発生日の前日までに消却する。本株式交換の対象は、取得後に光通信が保有する 45 株である。

別紙 3

RIE の最終事業年度に係る計算書類等及び臨時計算書類の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ・ロ）

RIE は非公開会社であり、これまで財務数値を公表しておりません。RIE の概要は、2026 年 10 月 19 日付で公表した「連結子会社レカム IE パートナー株式会社の株式交換（簡易株式交換）による完全子会社化に関するお知らせ」の「4. 本株式交換の当事会社の概要」に記載のとおりです。